

千葉県報

定例
平成22年11月19日

目次

〇	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	一
〇	介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	二
〇	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	三
〇	介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	三
〇	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止	四
〇	介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止	四
〇	介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止	五
〇	都市計画用途地域の変更	五
〇	都市計画道路の変更(二件)	五
〇	道路の供用開始	六
〇	兼用工作物管理協定の締結	六
〇	土地区画整理組合の解散認可	七
〇	都市計画土地区画整理事業の変更(二件)	七
〇	都市計画土地区画整理事業の縦覧(五件)	七
〇	都市計画用途地域の関係図書の縦覧	八
〇	都市計画高度地区の関係図書の縦覧	八
〇	都市計画道路の関係図書の縦覧(二件)	八
〇	都市計画土地区画整理促進区域の関係図書の縦覧(二件)	八
〇	都市計画土地区画整理事業の関係図書の縦覧(二件)	八

告示

千葉県告示第八百七号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
 平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
医療法人社団幸葉会	西千葉整形外科訪問看護ステーション	千葉市稲毛区作草部一の一の二の五	訪問看護	平成二十二年十一月一日
一期サービス株式会社	いちごケアサービス	千葉市中央区道場北二の一八の三四	訪問介護	〃
オリックス・リビング株式会社	オリックスケアサービス千葉みなと駅前通	千葉市中央区中央区中八	〃	〃
株式会社baby's breath	デイサービス小さな家	千葉市花見川区浪花町九〇九の二七	通所介護	〃
株式会社学研コフアン	デイサービスコフアンあすみが丘	千葉市緑区あすみが丘三の五二の六	〃	〃
株式会社学研コフアン	学研コフアンあすみが丘HC	千葉市緑区あすみが丘三の五二の六	訪問介護	〃
千葉ケア企業組合	千葉ケア企業組合デイサービス(まさご)	千葉市美浜区真砂一の一〇の一八	通所介護	〃
株式会社ジャパングエアサービス	介護付有料老人ホームウエルビア市川	市川市柏井町一の一、〇七三	特定施設入居者生活介護	〃
株式会社ウイールサポート	でいさあーびす	船橋市夏見二の二三の二二	通所介護	〃
株式会社コンフォートケア	デイサービスすももの樹	船橋市金杉台一の一の二	〃	〃
医療法人社団弘成会	医療法人社団弘成会コミュニケーション	船橋市三咲三のの一の一五	通所リハビリテーション	〃

有限会社CureLink	藤の台住宅介護支援事業	柏市逆井七七四の二	〃
デンタルサポート株式会社	デンタルサポート柏ケアセンター	柏市桜台二の一	〃
特定非営利活動法人ハートケアベル	ハートケアベル	鎌ヶ谷市初富本町二の一一の八	〃
株式会社フレンド	フレンド小見川	香取市小見川九四七の九	〃

千葉県告示第八百九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

開設者の名称	施設の種類	施設の開設の場所	指定年月日
社会福祉法人福福会	特別養護老人ホーム	東金市極楽寺一六三の福の里	平成二十二年十一月一日

千葉県告示第八百十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
医療法人社団幸葉会	西千葉整形外科訪問看護ステーション	千葉市稲毛区作草部一の一二の五	介護予防訪問看護	平成二十二年十一月一日
オリックス・リビング株式会社	オリックスケアサービス千葉みなと	千葉市中央区中央港一の一八の二八	介護予防訪問介護	〃
一期サービス株式会社	いちごケアサービス	千葉市中央区道場北二の一八の三四	〃	〃

オリックス・リビング株式会社	オリックスケアサービス千葉みなと駅前通	千葉市中央区中央港一の一八の八	介護予防訪問介護	〃
株式会社バブスブrea th	デイサービス小 さな家	千葉市花見川区三角町二一八の一三	介護予防通所介護	〃
株式会社学研コフアン	デイサービスコフアンあすみが丘	千葉市緑区あすみが丘三の五二の六	〃	〃
株式会社学研コフアン	学研コフアンあすみが丘HC	千葉市緑区あすみが丘三の五二の六	介護予防訪問介護	〃
株式会社ジャパングケアサービス	介護付有料老人ホームウエルピア市川	市川市柏井町一の一、〇七三	介護予防特定施設入居者生活介護	〃
株式会社ウイルサポート	でいさあーびす 桃太郎	船橋市夏見二の二三の二二	介護予防通所介護	〃
株式会社コンフォートケア	デイサービスす ももの樹	船橋市金杉台一の一の二	〃	〃
医療法人社団弘成会	医療法人社団弘成会コミュニティ	船橋市三咲三の一の一五	介護予防通所リハビリテーション	〃
有限会社ヴェルデ	介護付有料老人ホームヴェルデ北条	館山市北条一、一〇〇の一	介護予防特定施設入居者生活介護	〃
株式会社グリーン・シグナル	ケアサポートミント	木更津市請西一、五五六の一	介護予防訪問介護	〃
株式会社ヘルパーステーション	株式会社ヘルパーステーション	松戸市小金きよしヶ丘一の一の六	〃	〃

株式会社けやき メディカルサ ビス	けやき介護サ ビス新松戸	松戸市三ヶ月 一、二三四	"	"
株式会社ハッ ピーヘルス	デイサービス ゆつたりさん	茂原市栗生野 三、四九八の三	介護予防通所介護	"
デンタルサポー ト株式会社	デンタルサポー ト柏ケアセン ター	柏市桜台二の一	介護予防訪問介護	"
株式会社なな色	通所介護なない ろ	柏市大島田五七 九の三	介護予防通所介護	"
かとれあ介護株 式会社	かとれあ笑会	市原市ちはら台 南五の二九の一 三	"	"
株式会社あさひ	ケアサポートあ さひ	市原市根田一の 一の五	介護予防訪問介護	"
ワタミの介護株 式会社	レストヴィラ八 千代勝田台	八千代市勝田台 二の四四の三	介護予防特定施設 入居者生活介護	"
株式会社ベスト ケア	デイサービス 「山の山」	富津市湊六九九	介護予防通所介護	"
特定非営利活動 法人ドリームハ ウス	デイサービス和	八街市八街へ一 九九の一、八七 五	"	"
社会福祉法人希 望会	デイサービス希 望の湯	匝瑳市栢田七、 九五二の二七七	"	"

千葉県告示第八百一十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称 社会福祉法人う ぐいす会	指定に係る事業 所の名称 デイサービスセ ンターはなみず き	事業所の所在地 千葉市緑区越智 町七四七の九二	居宅サービスの 種類 訪問介護	廃止年月日 平成二十二 年十月一日
---------------------------	--	-------------------------------	-----------------------	-------------------------

特定非営利活動 法人ステツブ	ライフ	旭市の二、〇 二二	"	平成二十 二年十月十五 日
有限会社あい介 護	有限会社あい介 護	市川市大野町四 の三、二一九の 一	特定福祉用具販 売	平成二十 二年十月二十 二日
有限会社コン フォートプレ イ	デイサービスす ももの樹	船橋市金杉台一 の二	通所介護	平成二十 二年十月三十 日
株式会社カネマ タ	カネマタ薬局船 橋北口店	船橋市本町六の 一の七	福祉用具貸与	平成二十 二年十月三十 日
株式会社カネマ タ	カネマタ薬局船 橋北口店	船橋市本町六の 一の七	特定福祉用具販 売	"
株式会社バリエ イフ	有料老人ホーム ウエルピア市川 イフヴェルデ北 条営業所	市川市柏井町一 の二、〇七三 館山市北条一、 一〇〇の一の一 〇〇	特定施設入居者 生活介護 訪問介護	"

千葉県告示第八百一十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称 有限会社I'sメ ディカル	指定に係る事業所の名称 はからめ薬局	事業所の所在地 流山市中野久木五 一の九	廃止年月日 平成二十 二年十月一日
有限会社眞鍋薬局	玉造眞鍋薬局	成田市玉造七の二三 の二	"
株式会社リエイ ト	コミュニケーション 宅介護支援事業所	千葉市稲毛区長沼町 二五二の五	平成二十 二年十月三十 日
株式会社チェリッ シユ	世話好き北部ス テーショ	船橋市小室町三、 三	"
トラス		一九の二	"

株式会社日本エルダ
リーケアサービス
ひばりサービス流山セン
ター
流山市西初石三の一
〇三の一〇
"

千葉県告示第八百十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百五十五条の五第二項の規定により、指定介
護予防サービス事業者の廃止について次のとおり届出があった。
平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	指定に係る事業 所の名称	事業所の所在地	介護予防サ ビ スの種類	廃止年月日
社会福祉法人う ぐいす会	デイサービスセ ンターはなみず き	千葉市緑区越智 町七四七の九二	介護予防訪問介 護	平成二十二 年十月一日
有限会社あい介 護	有限会社あい介 護	市川市大野町四 の三、二一九の 一	特定介護予防福 祉用具販売	平成二十二 年十月二十 二日
有限会社コン フォートプレイ ス	デイサービスす もの樹	船橋市金杉台一 の二	介護予防通所介 護	平成二十二 年十月三十 日
株式会社カネマ タ	カネマタ薬局船 橋北口店	船橋市本町六の 一七	介護予防福祉用 具貸与	平成二十二 年十月三十 一日
株式会社カネマ タ	カネマタ薬局船 橋北口店	船橋市本町六の 一七	特定介護予防福 祉用具販売	"
株式会社バリエ タ	有料老人ホーム ウエルピア市川	市川市柏井町一 の一、〇七三	介護予防特定施 設入居者生活介 護	"
有限会社マイラ イフ	有限会社マイラ イフヴェルデ北 条営業所	館山市北条一、 一〇〇の一の一 〇〇	介護予防訪問介 護	"

千葉県告示第八百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八
条第一項の規定により、流山都市計画用途地域を次のとおり変更した。
平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称
流山都市計画用途地域
二 都市計画を定める土地の区域
流山市野々下一丁目、加二丁目、加三丁目、市野谷字中嶋、字三嶋、字梶内、字向
山、字地藏谷ツ、字下屋敷及び字宮後、加字東割、前平井字多ぼうち、古間木字芳賀
殿、芝崎字坂ノ下、字堀込、字勢至、字犬田及び字塩辛田、中字中ノ台、字大屋敷、字
小台、字市道、字谷及び字谷下、思井字宿畑、字犬塚、字下ノ内、字上ノ内、字根可
ら、字桜山、字思井谷、字堀ノ内、字広田、字花輪、字赤松、字柳田及び字目皆田、平
和台四丁目、平和台五丁目並びに若葉台の各一部の区域

千葉県告示第八百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八
条第一項の規定により、流山都市計画道路を次のとおり変更した。
平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称
流山都市計画道路三・三・一号芝崎市野谷線
二 都市計画を定める土地の区域
流山市前ヶ崎字堰場、字出し山、字中、字上及び字八幡、芝崎字落合、字坂ノ下、字
東前、字犬田及び字大圃、古間木字芳賀殿、野々下一丁目、市野谷字向山、字梶内、字
三嶋、字宮後及び字後山、三輪野山字込ノ内及び字向原、大畔字割内、字小坂、字南
割、字中ノ割、字北割、字堂ノ下、字久保下及び字寺ノ下、上貝塚字三軒及び字稲荷
内、若葉台、桐ヶ谷字谷ツ田及び字南割、谷字東谷津、南字東、北字谷ツ田、字南割、
字久保、字中割及び字明神脇並びに小屋字谷ツ田、字久保、字中割及び字明神脇の各一
部の区域
松戸市根本内字霜田、東平賀字仲田及び字源内、平賀字天神下及び字谷川、幸田字東
前並びに幸田三丁目の各一部の区域

千葉県告示第八百十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次
のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛地域整備センター成田整備事務
所において、平成二十二年十一月十九日から三週間、縦覧に供する。
平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道
 二 路線名 成田安食線
 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
成田市松崎字外小代一、九二九番五地先から一、八九八番九地先まで	前A + 後A	六・五〇メートルから一〇・二〇メートルまで 六・〇〇メートルから一・〇〇メートルまで	八〇・〇〇メートル 六九・四四メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい

千葉県告示第八百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉地域整備センターにおいて、平成二十二年十一月十九日から三週間、縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道
 二 路線名 幕張八千代線
 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
習志野市実粉町三丁目九三〇番一地先から東習志野五丁目五〇三番六地先まで	前A 後A	七・五〇メートルから一一・五〇メートルまで 二四・〇〇メートルから三三・五〇メートルまで	四五〇・〇〇メートル 四五〇・〇〇メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい

一 地先まで	B	一六・二〇メートルから四〇・二〇メートルまで	二二九・五〇メートル
--------	---	------------------------	------------

千葉県告示第八百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、平成二十二年十一月十九日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛地域整備センター成田整備事務所において、平成二十二年十一月十九日から三週間、縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道成田安食線	成田市松崎字外小代一、九二九番二地先から一、八九九番二地先まで

千葉県告示第八百十九号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と都市公園園路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南地域整備センターにおいて縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 河川の種類 一級河川利根川水系旧江戸川
- 河川管理施設の名称又は種類 堤防
- 河川管理施設の位置 市川市本行徳一八二番五地先から関ヶ島二一番地先まで
- 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 公園管理者 市川市 住所 市川市八幡一丁目一番一号 代表者の氏名 市川市長 大久保博
- 管理の内容 路面、法面等園路専用の施設及び園路の附属物の維持、修繕又は災害復旧管理の期間
- 平成二十二年十一月十九日から公園を廃止する日又は堤防の公用を廃止する日まで

千葉県告示第八百二十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第四十五条第二項の規定により、君津市郡土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第八百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、流山市都市計画法土地区画整理事業を次のとおり変更した。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称
種類 流山市都市計画法土地区画整理事業

名称 運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業

二 都市計画を定める土地の区域

流山市市野谷字宮後、字中嶋及び字梶内、加字東割、後平井字松間台、字中通、字東割、字前谷津及び字水深、前平井字多ぼうち、字堀米及び字下田、古間木字山王及び字水深、字中ノ台、字中屋敷、字大屋敷、字小台、字谷、字市道及び字谷下、思井字柳田、字広田、字目皆田、字花輪、字堀ノ内、字犬塚、字思井谷、字桜山、字上ノ内、字根可ら、字下ノ内及び字宿畑並びに芝崎字大田、字勢至及び字堀込の全部の区域並びに三輪野山字宮前及び字八幡前、市野谷字地藏谷ツ、字下屋敷、字向山及び字三嶋、加二丁目、加三丁目、平和台四丁目、平和台五丁目、野々下一丁目、古間木字芳賀殿及び字菜黄木谷、芝崎字塩辛田、字坂ノ下、字東前、字落合及び字大圃並びに思井字赤松の各一部の区域

千葉県告示第八百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、流山市都市計画法土地区画整理事業を次のとおり変更した。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

種類 流山市都市計画法土地区画整理事業

名称 新市街地地区一体型特定土地区画整理事業

二 都市計画を定める土地の区域

流山市大畔字割内、市野谷字入台、字後山、字宮尻、字二反田、字牛飼沢及び字牛飼

並びに東初石六丁目の全部の区域並びに大畔字向山、字小坂及び字南割、三輪野山字向原、西初石五丁目、西初石六丁目、市野谷字芋久保、字三嶋、字向山及び字立野、野々下一丁目、美田、東初石三丁目、東初石五丁目、十大夫、駒木並びに駒木字上駒木、字駒木橋上、字中橋上、字中溜上及び字堂台の各一部の区域

公 告

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月十九日流山市の変更に係る流山市都市計画地区計画運動公園北地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月十九日流山市の変更に係る流山市都市計画地区計画運動公園中央地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月十九日流山市の変更に係る流山市都市計画地区計画運動公園東地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月十九日流山市の変更に係る流山市都市計画地区計画運動公園南地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月十九日流山市の変更に係る流山都市計画地区計画若葉台地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第八百十四号に係る流山都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月十九日流山市の変更に係る流山都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第八百十五号に係る流山都市計画道路の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月十九日流山市の変更に係る流山都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

購読料 月決め 一部一箇月一、一〇〇円(送料を含む。)

本号 一部 八円

平成二十二年十一月十九日

都市計画土地区画整理促進区域の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月十九日流山市の変更に係る流山都市計画土地区画整理促進区域運動公園周辺地区土地区画整理促進区域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画土地区画整理促進区域の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月十九日流山市の変更に係る流山都市計画土地区画整理促進区域新市街地地区土地区画整理促進区域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画土地区画整理事業の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第八百二十一号に係る流山都市計画土地区画整理事業の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

都市計画土地区画整理事業の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第八百二十二号に係る流山都市計画土地区画整理事業の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

定期購読申し込み先

〇四三(二二三)二一五二

一部売り申し込み先

〇四三(二二三)二六五八